

北九州市耐震改修促進計画

(素案)

未定稿

12/15 第2回検討会時点案

(囲み箇所の注記)

第1回検討会での意見等を反映

国基本方針及び取組要請を反映

令和8年●月

北 九 州 市

目 次

第1章 耐震改修促進計画の位置づけ	1
1－1. 計画の目的と位置づけ	1
(1) 計画の目的	1
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 耐震改修促進法の概要	3
1－2. 計画の期間と構成	4
(1) 計画期間	4
(2) 計画の構成	4
第2章 建築物の耐震化の現状と課題	5
2－1. 想定される地震と被害の想定	5
(1) 福岡県（北九州市）の地震災害履歴	5
(2) 北九州市に大きな被害を与える可能性のある地震	6
(3) 能登半島地震の被害状況	9
2－2. 耐震化の現状	10
(1) 住宅の耐震化の現状	10
(2) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の状況	11
(3) 市有建築物の耐震化の現状	12
2－3. 耐震改修促進に向けた課題	13
(1) 耐震化の取組	13
(2) 耐震化の課題	14
第3章 建築物の耐震化の目標	16
3－1. 耐震化の目標	16
(1) 目標設定の方針等	16
(2) 耐震化の目標設定	17
3－2. 目標達成に向けた耐震化への取組	18
(1) 施策展開の基本方針	18
(2) 目指す姿の実現に向けた施策等の体系	18
第4章 建築物の耐震化を促進するための施策	19
4－1. 建築物の耐震化への取組	20
(1) 住宅の耐震化	20
(2) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化	23
(3) 市有建築物の耐震化	24
(4) 法律による耐震化の促進	25

4－2. 耐震改修促進のための普及・啓発	26
(1) 防災意識の向上	26
(2) 耐震改修促進に関する情報の提供	28
(3) 研修等による人材の確保と活用.....	28
4－3. 耐震改修促進に向けた指導等	29
(1) 法に基づく適切な指導・助言等の実施	29
4－4. その他の施策	30
(1) 建築物の総合的な安全対策の実施	30
第5章 計画の実現に向けて	32
5－1. 関係主体の役割分担及び計画の進行管理	32
資料編	33
(1) 施策の変遷と主な地震	34
(2) 熊本地震の被害状況	35

第1章 耐震改修促進計画の位置づけ

1-1. 計画の目的と位置づけ

(1) 計画の目的

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊や火災等により、多くの人命や財産が失われました。その教訓を踏まえ、同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という）」が制定されました。以降、数次にわたる法令改正により、都道府県・市町村の耐震改修促進計画の策定（平成18年1月）や不特定多数の者が利用する大規模建築物等を対象とした耐震診断の義務化（平成25年11月）、ブロック塀安全対策の強化（平成31年1月）などが盛り込まれ、現在に至っています。また、同法に基づく国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下、「国基本方針」という）」についても、適宜、見直しが行われ、令和7年7月に新たな国基本方針が示されました。

この間、新潟県中越地震（平成16年）、福岡県西方沖地震（平成17年）、東日本大震災（平成23年）、熊本地震（平成28年）、大阪北部地震（平成30年）、能登半島地震（令和6年）など、巨大地震・大地震が全国各地で発生しており、甚大な被害をもたらす地震が、いつ・どこで発生してもおかしくない状況であると考えられます。

一方、海溝型地震として、全国的に大きな注目を集めている南海トラフ巨大地震については、令和7年3月に国の中防災会議から、新たな被害想定が公表され、より切迫性が高まった予測が示されました。また、本市に影響のある小倉東断層、福智山断層帯を含む県内の活断層型の地震については、令和7年10月に福岡県から新たな被害想定が公表されました。

北九州市では、耐震改修促進法に基づき、平成21年3月に「北九州市耐震改修促進計画」を策定し、平成28年4月に改定を行い、住宅・建築物の耐震化の取り組みを進めてきました。これまでの取組により、住宅の耐震化率は、78.6%（H20）から94.0%（R5）へ、不特定多数が利用する建築物は、69.6%（H20）から95.8%（R5）へと、大きく向上しました。しかしながら、住宅の中でも、特に木造戸建住宅の耐震化率は、87.1%（R5）と進捗に遅れが見られます。

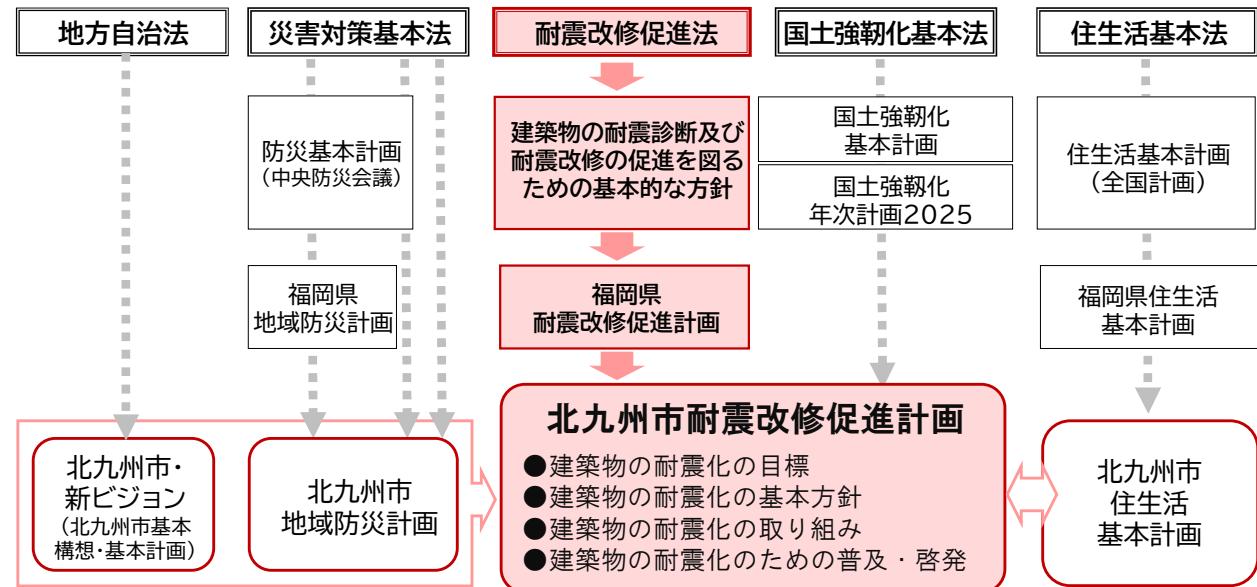
こうした地震・防災を取り巻く状況や北九州市の現状を踏まえ、今後も引き続き、住宅・建築物の地震に対する安全性の向上を総合的かつ計画的に促進し、「ミライの安心につなげる」ため、「北九州市耐震改修促進計画」の見直し・再構築を行い、新たな計画に改定するものです。

（2）計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条に基づいて策定するものであり、同法に基づく国基本方針を踏まえ、「福岡県耐震改修促進計画」（令和●年●月改定）とも整合を図るものとします。

また、北九州市・新ビジョン（北九州市基本構想・基本計画）の分野別計画と位置づけ、「北九州市地域防災計画」や「北九州市住生活基本計画」などと連携した計画とします。

■計画の位置づけ



●北九州市・新ビジョン（北九州市基本構想・基本計画）（令和6年（2024年）3月策定）

- 今後の北九州市の目指す都市像や重点戦略を掲げた基本構想、及びその実現に向けた主要な政策を体系的に掲げた、2040年を目標年次とする基本計画
- 目指す都市像：つながりと情熱と技術で、「一歩先の価値観」を体現する グローバル挑戦都市・北九州市
- 目指す都市像実現に向けた3つの重点戦略のうち、『「安らぐまち」の実現』において、「災害などに強いまちづくりの推進」を掲げ、地域全体で防災力を高める取組を推進することとしている。

●北九州市地域防災計画（令和7年（2025年）2月修正）

- 災害の予防、災害応急対策及び災害復旧・復興についての事項を定め、防災活動を総合的、かつ効果的に実施することにより、防災の万全を期するとともに、社会秩序の維持及び公共福祉の確保に資することを目的とする計画

●北九州市住生活基本計画（令和5年（2023年）1月改定）

- 住宅や居住環境といったハード整備とソフト施策に総合的に取り組み、「市民の住生活の質」の更なる向上を目指した計画
- 施策として「耐震診断や耐震改修の促進」、「老朽空き家の除却等の促進」、「マンションの防災力の向上」、「災害に強いまちづくりの推進」、「街なかの安全・安心な住環境づくり」を掲げ、耐震化等の取組を総合的に実施することとしている。

（3）耐震改修促進法の概要

耐震改修促進法は、平成7年1月の阪神・淡路大震災での死亡（約6,500人）の原因の多くが、建築物や家具類などの倒壊による圧迫や窒息が原因であったことを受け、同年10月に制定されました。

平成18年には、新潟県中越地震や福岡県西方沖地震などの大規模地震を踏まえ、国基本方針の作成や地方公共団体における耐震改修促進計画の作成などが位置づけられる改正が行われました。

また、平成25年11月には、南海トラフの海溝型巨大地震や首都直下地震で、最大クラスの規模のものが発生した場合、東日本大震災を超える甚大な被害の発生がほぼ確実であることから、建築物の耐震改修を一層促進するために、平成25年11月25日から改正耐震改修促進法が施行され、昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた不特定多数や避難弱者が利用する大規模建築物や、地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難沿道建築物などについて、耐震診断の結果を所管行政庁に報告することが義務付けられました。

さらに、平成30年11月には、同年6月の大坂府北部地震での被害などを踏まえ、施行令が改正され、避難路等沿道のブロック塀等について取組が強化されました。

この間、同法に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」についても、住宅・建築物の耐震化の現状等を踏まえ、適宜改正され、令和7年7月に住宅等の耐震化の目標や取組内容が新たに示されました。

■耐震改修促進法に基づく国基本方針（令和7年7月改正）のポイント

①目標の見直し

〈住宅に関する目標〉

2030(R12)年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消



2035(R17)年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消

〈建築物に関する目標〉

耐震診断義務付け対象建築物^{※1}について、2025(R7)年までに耐震性が不十分のものをおおむね解消



要緊急安全確認大規模建築物^{※2}について、2030(R12)年までに耐震性が不十分のものをおおむね解消

②新たに示された取組内容

〈住宅に関する取組〉

- 利息の返済を不要とする高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローンの活用
- 省エネ改修等と合わせた耐震改修の促進
- 新耐震基準導入以降の木造住宅の耐震性能検証の普及促進

〈建築物に関する取組〉

- 地方公共団体が指定する診断義務付け建築物に関する目標の設定
- 避難路沿道建築物の耐震化状況の可視化（マップの作成）

※1：要緊急安全確認大規模建築物^{※2}及び要安全確認計画記載建築物（地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物及び都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物）

※2：不特定多数の者が利用する大規模建築物等（病院、店舗、旅館、学校等）

1－2. 計画の期間と構成

(1) 計画期間

本計画の期間は令和17年度までとし、5年を目途に計画の見直しを行います。

(2) 計画の構成

本計画は、「耐震改修促進計画の位置づけ」、「建築物の耐震化の現状と課題」、「建築物の耐震化の目標」、「建築物の耐震化を促進するための施策」、「計画の実現に向けて」で構成します。

■計画の構成

第1章	耐震改修促進計画の位置づけ	○計画の目的 ○計画の位置づけ ○耐震改修促進法の概要
第2章	建築物の耐震化の現状と課題	<p>○想定される地震と被害の想定 <北九州市に大きな被害を与える可能性のある地震></p> <p>小倉東断層による地震 福智山断層帯による地震 南海トラフによる地震</p> <p>○耐震化の現状</p> <p>住宅 特定既存耐震不適格建築物 市有建築物</p> <p>○耐震改修促進に向けた課題</p>
第3章	建築物の耐震化の目標	<p>○耐震化の目標</p> <p>住宅 要緊急安全確認 大規模建築物</p> <p>○目標達成に向けた耐震化への取組</p>
第4章	建築物の耐震化を促進するための施策	<p>○建築物の耐震化への取組 ○耐震改修促進のための普及・啓発 ○耐震改修促進に向けた指導等 ○その他の施策</p>
第5章	計画の実現に向けて	○関係主体の役割分担及び計画の進行管理

第2章 建築物の耐震化の現状と課題

2-1. 想定される地震と被害の想定

(1) 福岡県（北九州市）の地震災害履歴

福岡県の地震被害履歴は以下のとおりです。平成17年3月20日に発生した福岡県西方沖地震においては、福岡市で死者1名、負傷者1,038名、家屋全壊141棟、半壊315棟、一部損壊4,756棟等の被害を受けています。北九州市でも、最大震度5弱が観測され、負傷者3名、一部損壊5棟等の被害を受けています。

■福岡県の主な地震の被害履歴

年	月日	震央地名 地震名	深さ (km)	M	被害の概要
679		筑紫		6.5-7.5	家屋倒壊、幅2丈(6m)、長さ3千余丈(10km)の地割れ。 (水綱断層の活動と考えられる)
1706	11.26	筑紫			7回地震、うち2回強く、久留米、柳川で強い揺れの為、堀の水の振り上げ、魚死す。
1848	1.10	筑後		5.9	柳川で家屋倒壊あり。
1872	3.14	浜田		7.1	久留米で液状化による被害。
1898	8.10	糸島半島		6.0	糸島半島で負傷者3名、家屋、神社、土蔵損壊。8.12にも余震(M5.8)。福岡市で家屋、土蔵の壁に亀裂。早良郡壹岐、金武村で土蔵被害。
1929	8.8	福岡県西部 (福岡県福岡地方)	9	5.1	雷山付近。震央付近で壁亀裂、崖崩れ。 震度Ⅲ 福岡、佐賀、嚴原
1930	2.5	福岡県西部 (佐賀県南部)	0	5.0	雷山付近。小崖崩れ、地割れ。 震度Ⅲ 福岡、佐賀、平戸、嚴原、防府
1941	11.19	日向灘	33	7.2	宮崎県を中心に大分、熊本、愛媛で被害。宮崎では殆どの家の壁に亀裂。人吉で死者1名、負傷者5名、家屋全壊6棟、半壊11棟等の被害。日向灘沿岸では津波最大1mで船舶に若干の被害。 震度Ⅴ 宮崎、延岡、人吉、浜町 震度Ⅳ 福岡、熊本、牛深、大分、日田、都城 震度Ⅲ 飯塚、佐賀、長崎、雲仙岳、油津、鹿児島、枕崎、阿久根
1966	11.12	有明海	14	5.5	屋根瓦や壁の崩壊。震度Ⅲ 福岡、熊本、人吉、佐賀、佐世保、平戸、雲仙岳、日田
1968	8.6	愛媛県西岸 (豊後水道)	39	6.6	愛媛県を中心に、船舶、通信、鉄道に小被害。宇和島で重油タンクのパイプが切損し、重油170klが海上に流出。 震度Ⅴ 大分 震度Ⅳ 福岡、山口、宮崎、延岡、油津、熊本、阿蘇山、人吉、鹿児島 震度Ⅲ 飯塚、下関、佐賀、雲仙岳、日田、都城
1991	10.28	周防灘	19	6.0	文教施設に若干の被害。 震度Ⅳ 福岡 震度Ⅲ 飯塚、大分、佐賀、下関、山口、萩
1996	10.19	日向灘	34	6.9	震度4 久留米市 震度3 夜須町、大牟田市(以上、福岡県内に限る)
1997	6.25	山口県 中部	8	6.6	震度4 久留米市 震度3 北九州市、福岡市、志摩町、苅田町、飯塚市、夜須町(以上、福岡県内に限る)
2005	3.20	福岡県西方沖 (福岡県北西沖)	9	7.0	震度6弱 福岡市、前原市 震度5強 新宮町、志摩町、春日市ほか 震度5弱 北九州市、大野城市、福津市ほか(以上、福岡県内に限る)
2009	6.25	大分県西部	12	4.7	震度4 東峰村 震度3 福岡市、春日市、宗像市、行橋市、豊前市、飯塚市、嘉麻市ほか(以上、福岡県内に限る)
2014	3.14	伊予灘	78	6.2	震度4 水巻町、遠賀町、みやこ町 震度3 北九州市、福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市ほか(以上、福岡県内に限る)
2015	7.13	大分県南部	58	5.7	震度4 久留米市 震度3 福岡市、豊前市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、うきは市、朝倉市(以上、福岡県内に限る)
2016	4.14	熊本県 熊本地方	11	6.5	震度4 福岡市、大野城市、宗像市、古賀市、大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、朝倉市、みやま市ほか(以上、福岡県内に限る)
2019	1.3	熊本県 熊本地方	10	5.1	震度4 大牟田市、柳川市、みやま市 震度3 久留米市、八女市、筑後市、大川市、大木町、広川町、うきは市、朝倉市(以上、福岡県内に限る)
2022	1.22	日向灘	45	6.6	震度4 宗像市、新宮町、水巻町、遠賀町、久留米市、柳川市、大川市、大木町、筑前町、みやま市 震度3 福岡市、福津市、糸島市、北九州市、行橋市、豊前市、中間市、大牟田市、八女市、筑後市、朝倉市ほか(以上、福岡県内に限る)

資料：北九州市地域防災計画（災害対策編）R7.2 修正

（2）北九州市に大きな被害を与える可能性のある地震

北九州市は、地震が少ないと言われていますが、国の地震調査研究推進本部（地震本部）の長期評価や福岡県の「地震に関する防災アセスメント調査」（県アセス調査）において、「小倉東断層」及び「福智山活断層帯」が震源となる活断層型の地震、「南海トラフ」が震源となる海溝型の地震について、調査報告がされています。

1) 小倉東断層による地震の被害想定結果

地震本部の長期評価では、小倉東断層は断層長さが 23km で、区間単独による地震の規模はマグニチュード 7.1 程度とされています。

県アセス調査における最大被害を想定した調査結果では、最大震度 7 の地震が発生する可能性があり、最大で全壊全焼が約 11,000 棟、死者数が約 500 人の被害が想定されています。

■地震本部による活断層ごとの長期評価結果（算定基準日：令和7年1月1日）

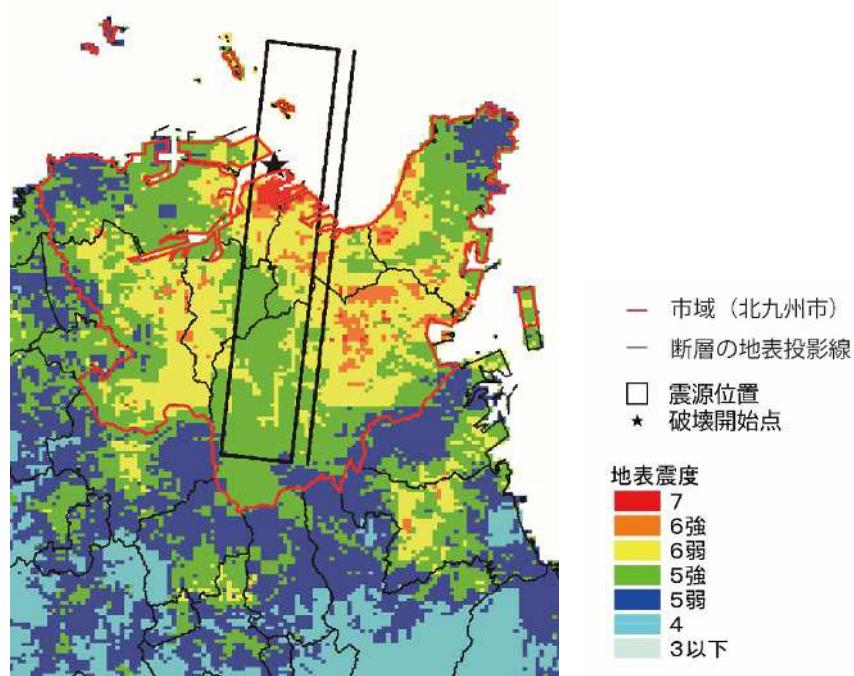
活断層 (評価単位区間)	断層長さ	区間単独による地震の規模(M)	区間連動による地震の規模(M)	30年以内の地震発生確率	平均活動間隔 【最新活動時期】
小倉東断層	23km	7.1 程度	—	不明	不明 【約 4,600 年前以後、約 2,400 年前以前】

■最大震度及び福岡県全体の主な被害想定被害想定（小倉東断層）

最大震度	最大液状化危険度	全壊全焼（棟）	半壊（棟）	死者数（人）	負傷者数（人）	避難者（人）	災害関連死者数（人）
7	極めて高い	約 11,000	約 36,000	約 500	約 4,900	約 79,000	約 200

※冬 18 時・強風のケース（避難者数のみ冬 18 時・強風・発災当日のケース）

■小倉東断層 地表震度分布図（破壊開始点 北側）



資料：地震に関する防災アセスメント調査報告書 R7.9（福岡県）

2) 福智山断層による地震の被害想定結果

地震本部の長期評価結果では、福智山断層は断層長さが 28km で、区間単独による地震の規模は、マグニチュード 7.2 程度とされています。

県アセス調査における最大被害を想定した調査結果では、最大震度 7 の地震が発生する可能性があり、最大で全壊全焼が約 11,000 棟、死者数が約 400 人と想定されています。

■地震本部による活断層ごとの長期評価結果（算定基準日：令和 7 年 1 月 1 日）

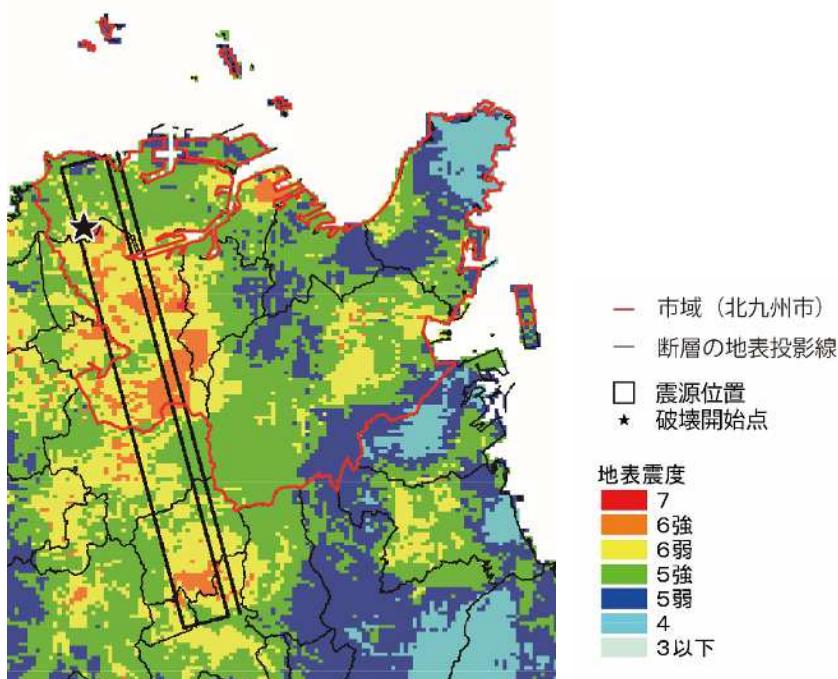
活断層 (評価単位区間)	断層長さ	区間単独に による地震の 規模(M)	区間連動に による地震の 規模(M)	30 年以内の 地震発生確率	平均活動間隔 【最新活動時期】
福智山断層	28km	7.2 程度	—	ほぼ0～ 3%	約 9,400 年～32,000 年 【約 28,000 年前以後、 約 13,000 年前以前】

■福岡県全体の被害想定（福智山断層帯）

最大 震度	最大 液状化 危険度	全壊全焼 (棟)	半壊 (棟)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	避難者 (人)	災害関連 死者数 (人)
7	極めて高い	約 11,000	約 40,000	約 400	約 4,800	約 79,000	約 200

※冬 18 時・強風のケース（避難者数のみ冬 18 時・強風・発災当日のケース）

■福智山断層帯 地表震度分布図（破壊開始点 北側）



資料：地震に関する防災アセスメント調査報告書 R7.9（福岡県）

②南海トラフによる地震の被害想定結果

令和7年3月に南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書が公表されたことを踏まえ、福岡県の地震に関する防災アセスメント調査結果において、南海トラフ地震が発生した場合の地震の最大被害を想定した調査結果が示されました。本県での南海トラフ地震の最大震度は5強と想定されています。主に液状化により、建物被害が発生すると想定されており、全壊全焼が約700棟と想定されています。

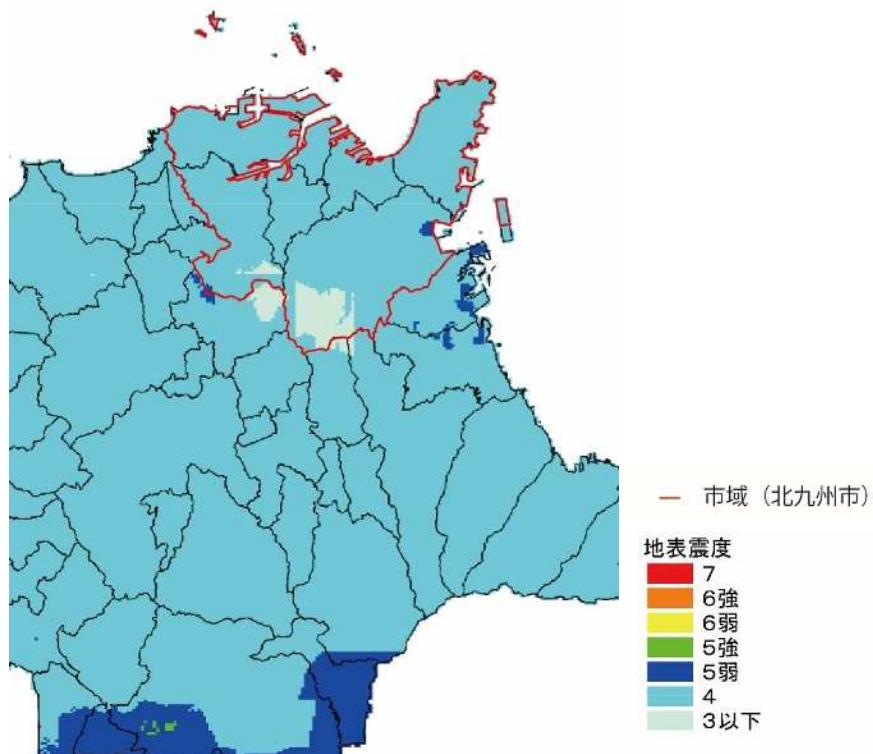
■福岡県全体の被害想定（南海トラフ地震）

最大震度	最大液状化危険度	全壊全焼（棟）	半壊（棟）	死者数（人）	負傷者数（人）	避難者（人）	災害関連死者数（人）
5強	高い	約700	約3,200	わずか	わずか	約3,100	わずか

※冬18時・強風のケース（避難者数のみ冬18時・強風・発災当日のケース）

資料：地震に関する防災アセスメント調査報告書 R7.9（福岡県）

■南海トラフ地震 地表震度分布図（陸側ケース）



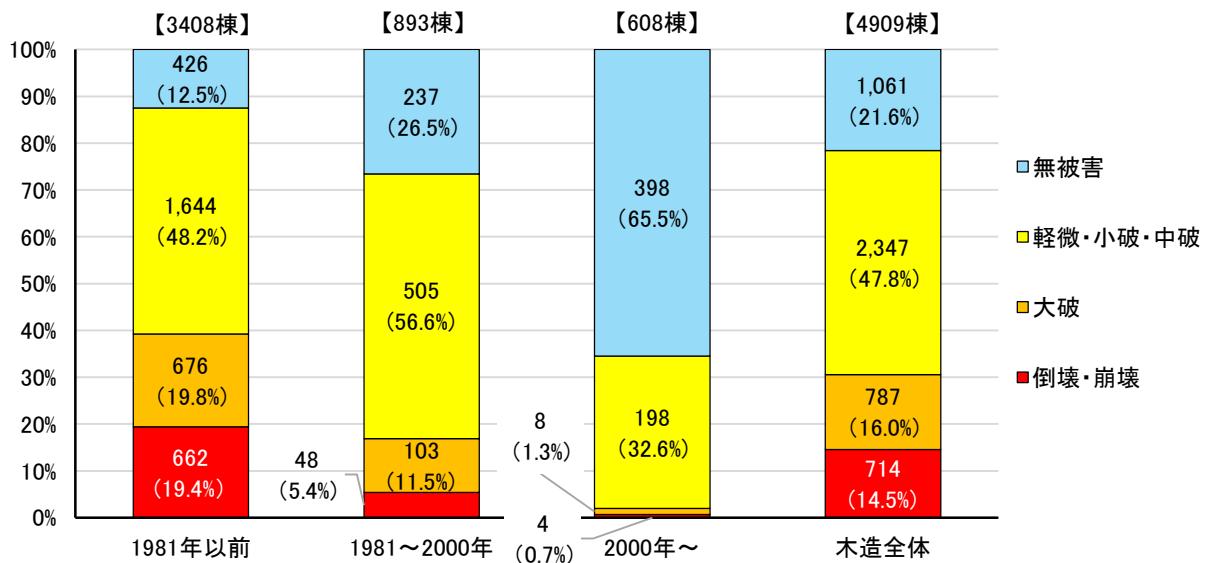
資料：地震に関する防災アセスメント調査報告書 R7.9（福岡県）

(3) 能登半島地震の被害状況

令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震は、最大震度7を観測するなど能登半島を中心に強い揺れを観測するとともに、数多くの建築物に倒壊等の被害をもたらしました。

建築物被害の原因を分析するため設置された「令和6年能登半島地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会」において、建物被害について整理されています。

■日本建築学会の悉皆調査による木造の建築時期別の被害状況



■建物被害に関する分析（抜粋）

木造建築物	鉄骨造建築物、鉄筋コンクリート造等建築物
<ul style="list-style-type: none"> 旧耐震基準の木造建築物は、過去の震災と同様、新耐震基準導入以降の木造建築物と比較して倒壊率が高い。【倒壊率 旧耐震基準：19.4% 新耐震基準：0.7～5.4%】 新耐震基準導入以降の木造建築物では、接合部の仕様等が明確化された2000年以降の倒壊率が低い。 耐震改修を行った木造建築物は、耐震改修を行っていない旧耐震基準の木造建築物の被害割合と比べ被害が小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 旧耐震基準の鉄骨造建築物は、過去の震災と同様、倒壊の被害がみられた。 旧耐震基準の鉄筋コンクリート造等建築物については、過去の震災と同様、柱のせん断破壊や柱はり接合部の破壊などの構造部材の被害、方立壁の破壊などが確認された。

資料：令和6年能登半島地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会 中間とりまとめ R6.11

2-2. 耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

平成 21 年 3 月の当初計画策定時点、平成 28 年 4 月の改定計画策定時点、及び今回改定時点（現在）の住宅の耐震化率は、以下のとおりです。それぞれ、当時最新の住宅・土地統計調査をもとに、住宅の耐震化を推計したものです。

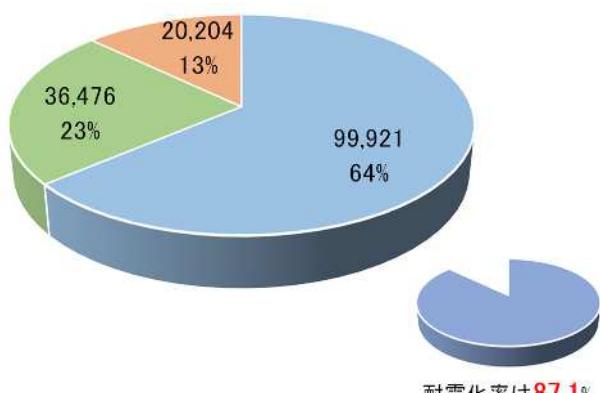
計画当初からの約 15 年で、住宅全体の耐震化率は、20 ポイント以上向上し、約 94% となっていきます。内訳では、木造戸建て住宅が約 87%、共同住宅等が約 98% であり、木造戸建て住宅の耐震化に課題があります。

■住宅の耐震化率の変遷

		昭和57年 以降の 建築物 [A]	昭和56年 以前の建築 物 [B]	うち 耐震性あり [C]	建築物数 [D=A+B]	耐震性あり 建築物数 [E=A+C]	耐震化率 [F=E/D × 100]
平成 20 年度末 当初計画	木造戸建て住宅	72,000	101,000	15,000	173,000	87,000	50.3%
	共同住宅等	143,000	89,000	68,000	232,000	211,000	90.9%
	住宅計	215,000	190,000	83,000	405,000	298,000	73.6%
平成 26 年度末 改定計画	木造戸建て住宅	91,400	80,500	34,700	171,900	126,100	73.4%
	共同住宅等	182,200	71,300	54,200	253,500	236,400	93.3%
	住宅計	273,600	151,800	88,900	425,400	362,500	85.2%
令和 5 年度末 現在	木造戸建て住宅	99,921	56,679	36,476	156,600	136,396	87.1%
	共同住宅等	223,521	52,879	47,196	276,400	270,716	97.9%
	住宅計	323,441	109,559	83,672	433,000	407,113	94.0%

※木造以外の戸建て住宅は共同住宅等に含んでいます。

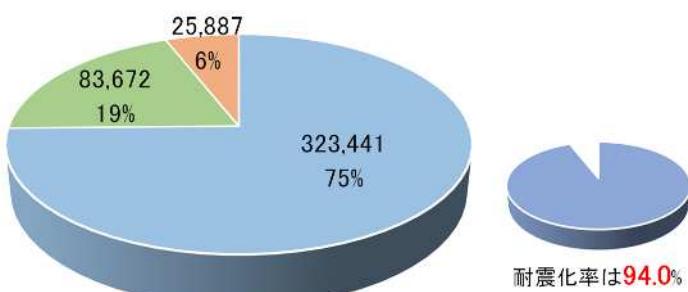
■木造戸建て住宅の耐震化率



■共同住宅等の耐震化率



■住宅全体の耐震化率



- 昭和57年以降建築
- 昭和56年以前の建築(うち耐震性あり)
- 昭和56年以前の建築(うち耐震性なし)

(2) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の状況

①多数の者が利用する建築物（一般の特定建築物）

令和5年度末における多数の者が利用する建築物の耐震化の現状は以下のとおりです。

全体の耐震化率は令和5年度末で95.4%と当初計画時点の56.5%から38.9ポイント上昇しています。

■一般の特定建築物の耐震化率の変遷

		昭和57年 以降の 建築物 [A]	昭和56年 以前の建築 物 [B]	うち 耐震性あり [C]	建築物数 [D=A+B]	耐震性あり 建築物数 [E=A+C]	耐震化率 [F=E/D × 100]
当初 計画	民間	1,643	2,019	901	3,662	2,544	69.5%
	市有	565	1,348	40	1,913	605	31.6%
	全体	2,208	3,367	941	5,575	3,149	56.5%
平成26 年度末	民間	2,947	1,846	1,095	4,793	4,042	84.3%
	市有	532	1,006	864	1,538	1,396	90.8%
	全体	3,479	2,852	1,959	6,331	5,438	85.9%
令和5 年度末	民間	3,965	1,399	1,124	5,364	5,089	94.9%
	市有	4,514	2,321	2,032	6,835	6,546	95.8%
	全体	8,479	3,720	3,156	12,199	11,635	95.4%

※国有及び県有は民間に含んでいる。

②耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物）

昭和56年5月31日以前に建築または工事に着手した建築物（旧耐震基準）のうち、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物又は学校、老人ホーム等の地震の際に避難確保上特に配慮を要する者が利用する建築物のうち、一定規模以上の建築物については、耐震診断結果を所管行政庁に報告する義務があります。市内の対象建築物は74棟であり、診断結果の報告は全て完了しています。

対象74棟のうち、耐震性が不十分な建築物については、順次、耐震改修等により改善を図っています。令和7年4月1日時点では、用途廃止予定のものを除き、耐震性が不十分なものが7棟あります。

③多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物（通行障害建築物）

検討中

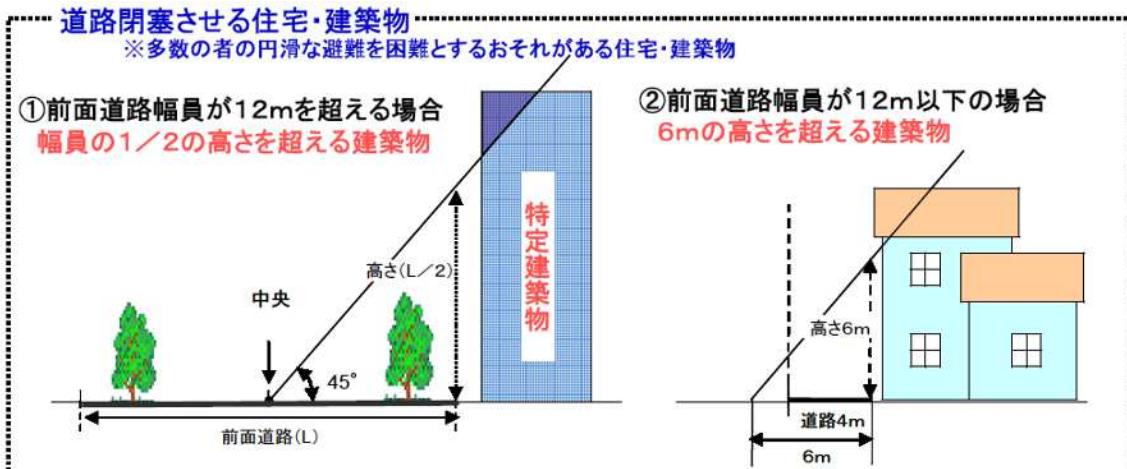
建築物が地震により倒壊すると、市民の円滑な避難や緊急車両の通行を妨げるなど、多大な影響を及ぼすことになります。福岡県耐震改修促進計画に指定された道路の沿道にあり、地震時の倒壊により、その道路を閉塞させるおそれのある建築物は、耐震改修促進法第5条の通行障害建築物に該当し、その要件は、同施行令第4条に示されています。

市内の通行障害建築物のうち、特定既存不適格建築物は、概数で●●棟あります。

●耐震改修促進法施行令 第4条

法第5条第3項第2号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物。

- 一 12メートル以下の場合 6メートル
- 二 12メートルを超える場合 前面道路の幅員の2分の1に相当する距離



（3）市有建築物の耐震化の現状

市有建築物（特定建築物）の耐震化率は、令和6年度末で98.9%（市営住宅：98.4%、市営住宅以外：99.5%）となっています。

■市有建築物の耐震化率

	昭和57年 以降の 建築物 [A]	昭和56年 以前の建 築物 [B]			建築物数 [D=A+B]	耐震性あり 建築物数 [E=A+C]	耐震化率 [F=E/D × 100]
			うち 耐震性あり [C]	建築物数 [D=A+B]			
令和6 年度末	市営住宅	316	512	499	828	815	98.4%
	市営住宅、庁 等以外	229	410	407	639	636	99.5%
	市有建築物計	545	922	906	1,467	1,451	98.9%

2-3. 耐震改修促進に向けた課題

(1) 耐震化の取組

令和7年度現在（計画策定時）の耐震化の取組は、以下のとおりです。

■耐震化の取組（令和7年度現在）

施 策	具体的な内容
建築物の耐震化への取り組み	市政だよりやホームページ等での情報提供 耐震セミナーの開催 耐震改修工事費等補助事業の実施 一般的リフォームとの一体的な耐震化の誘導 耐震診断アドバイザー派遣制度の活用 住まいの安全・耐震に関する相談窓口の設置 北九州市耐震推進協議会での相談の受付
	診断結果等のホームページへの掲載 耐震セミナーの開催 耐震改修工事費等補助事業の実施 特定既存耐震不適格建築物に対する法に基づく指導等 定期報告の通知時に啓発パンフレットの配布
	市有建築物の耐震化
	市有建築物の耐震化の促進
	法律による耐震化の促進 法改正の周知（相談時の説明やパンフレットの配布） 分譲マンション管理組合に対するパンフレットの配布
	パンフレットの戸別配布 出前講座の実施や市内学校での防災授業の開催 地震体験車を活用した耐震セミナーの開催 官民協働による耐震セミナーの開催 地域防災計画に基づくまちづくり事業の実施 県事業（防災情報サービスや防災メール）の周知 耐震セミナーの開催
	パンフレット等による各種支援の情報提供 市政だよりやPR動画による発信 耐震セミナーの開催 融資制度等に関する周知 市内の不動産事業者等に対する補助金関係の情報提供
	研修等による人材の確保と活用 耐震診断アドバイザー等育成のための講習会の開催 耐震アドバイザー派遣制度登録、耐震関連講習会の開催
耐震改修促進に向けた指導等	法に基づく適切な指導・助言等の実施 耐震診断義務化対象建築物のうち耐震性が不足する建築物に対する改修等の指導等
その他の施策	ブロック塀の安全性の向上のための啓発及び補助事業の実施 窓ガラス等の破損・落下防止対策の啓発 天井等の非構造部材の安全性の向上のための啓発 建築設備全般の安全性の向上のための啓発 関係機関との協力による安全対策の推進 老朽危険家屋の解消の促進 がけ地近接等危険住宅移転事業の実施 液状化予測結果に関する情報提供

（2）耐震化の課題

本市の住宅・建築物の耐震化の状況、耐震化に対する取組状況や耐震改修促進法の改正及び福岡県耐震改修促進計画の動向等を踏まえ、耐震化の課題を以下のとおり設定します。

①建築物の耐震化

1) 住宅の耐震化

- ・住宅の耐震化は着実に進んでいますが、木造戸建て住宅については、所有者の高齢化や資金調達などの課題があり、耐震化の進捗に遅れが見られます。そのため、住宅の耐震化を進めるには、木造戸建て住宅の耐震化を重点的に進める必要があります。
- ・近年の地震被害をみると、新耐震基準の住宅であっても、接合部の仕様が明確化された平成12年前後の木造住宅で被害状況に差があることが分かっています。そのため、平成12年以前の新耐震基準の木造住宅の耐震性能について、所有者による確認を促進することが求められます。
- ・耐震化に要する費用は、一般的に建物の規模や状態により大きく異なるため、耐震改修に関する補助事業に加え、資金調達にかかる融資制度や税の軽減措置等、所有者の費用負担の軽減に関する周知や環境整備が引き続き求められます。
- ・耐震化率向上のためには、耐震改修だけでなく、建て替えや住み替えといった視点から、耐震性の不足する住宅の除却を促進することも重要です。

2) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化

- ・公共建築物に限らず、店舗やホテルなどの多数の者が利用する建築物、高齢者施設や学校など避難に通常より多くの時間を要する方が利用する建築物で大規模なものについては、公共性の高さや倒壊等による影響の大きさを勘案し、引き続き、耐震化を進めることが求められます。
- ・倒壊により道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物については、災害発生時の避難・救助などの応急活動の妨げとならないよう、実態を把握し、耐震化を進めることが求められます。
- ・耐震化に要する費用は、一般的に建物の規模や状態により大きく異なるため、耐震改修に関する補助事業に加え、資金調達にかかる融資制度や税の軽減措置等、所有者の費用負担の軽減に関する周知や環境整備が引き続き求められます。

3) 市有建築物の耐震化

- ・市有建築物の耐震化は順調に進んでおり、現在、耐震化率99%に近いレベルまで向上しています。今後も、着実に耐震化を進めることが求められます。

4) 法律や制度の周知

- ・住宅・建築物の耐震化を円滑に進めるためには、住宅・建築物の所有者等に対し、耐震改修促進法などの関係法令等や補助金など各種制度の最新の情報を正確に周知することが求められます。

②耐震改修促進のための普及・啓発

1) 防災意識の向上

- ・住宅・建築物の耐震化や防災への意識を高めるためには、市民や住宅・建築物の所有者が地域の防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することが重要です。そのため、市民や住宅・建築物の所有者に対して地震発生によるリスクを認識し、防災意識を高めるための取組が求められます。

2) 耐震改修促進に関する情報の提供

- ・住宅・建築物の耐震化を円滑に進めるためには、法令等や各種制度等の情報に加え、相談体制の充実や専門家や事業者、助成制度等に関する情報提供の充実が求められます。

3) 研修等による人材の確保と活用

- ・住宅・建築物の所有者が安心して耐震化を行えるよう、引き続き、関連業界と連携し、専門家や事業者の育成など耐震診断・耐震改修の質の向上に努めることが求められます。

③法に基づく適切な指導・助言等の実施

- ・耐震化の促進にあたっては、法に基づく指導・助言などや耐震改修の計画認定などの諸制度の適切な運用が求められます。

④その他

1) 建築物全体の安全対策

- ・地震発生時には、建物の倒壊以外にも、仕上げ材の落下やブロック塀の倒壊などにより、人命に危険が及ぶ恐れがあります。そのため、構造耐力上主要な部分に加え、天井などの非構造部材や建築設備、ブロック塀などを含む建築物全体の安全対策が求められます。

2) 屋内空間の安全性確保に対する知識の普及

- ・地震時の被害を最小限に抑えるには、建築物の安全対策に加え、家具等の転倒防止等、屋内空間の安全確保に対する知識の普及啓発が求められます。

第3章 建築物の耐震化の目標

3-1. 耐震化の目標

(1) 目標設定の方針等

①基本方針

本計画の目標設定の基本的な方針は次のとおりです。

- 本市の現状を踏まえ、国基本方針及び福岡県耐震改修促進計画も参考に、目標値を設定する。
- 目標は、特に重点的な取組が必要な「住宅」及び「要緊急安全確認大規模建築物」について設定する。

②目標設定の考え方

国基本方針及び福岡県耐震改修促進計画において、耐震化の目標は次のとおり設定されています。

■国基本方針における耐震化の目標

目 標	
住宅	令和 17 年までにおおむね解消
要緊急安全確認大規模建築物	令和 12 年までにおおむね解消
要安全確認計画記載建築物	早期にそれぞれ※耐震性が不十分なものをおおむね解消

※「それぞれ」とは、①福岡県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物、②福岡県または北九州市が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物を指します。

■福岡県耐震改修促進計画における耐震化の目標（暫定）

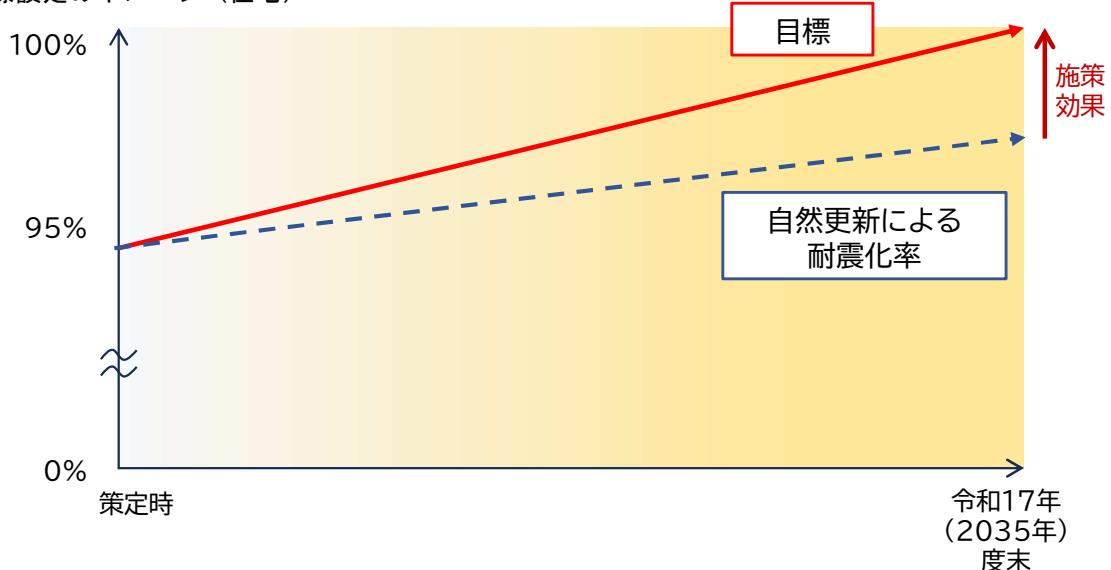
目 標	
住宅	令和 17 年までにおおむね解消
要緊急安全確認大規模建築物	令和 12 年までにおおむね解消

本市の住宅の耐震化率は、住宅は令和 5 年度末で国を上回る 94.0% ですが、木造戸建て住宅の耐震化率は 87.1% であり、更なる耐震化の促進が必要です。そのため、引き続き、耐震性のない住宅の解消に努めていくこととし、耐震化の目標を設定します。

一方、特定建築物については、令和 5 年度末で 95.8% であり、これまで掲げていた目標を達成しています。特定建築物の耐震化の促進には、継続して取り組んでいきますが、今後の目標は、特定建築物のうち、大地震に倒壊した場合に影響が大きく、耐震改修促進法でも診断結果の報告が義務化されている「要緊急大規模建築物」について、耐震化や除却・更新に重点的に努めていくこととし、耐震化の目標を設定します。

耐震化の目標は、自然更新等によって到達する耐震化率に、施策効果等による上乗せ効果を加味し、目標を達成できるものとして設定します。

■目標設定のイメージ（住宅）



（2）震害軽減の目標設定

本市における「住宅」及び「要緊急安全確認大規模建築物」の震害軽減の現状を踏まえ、今後の達成すべき震害軽減の目標を以下のとおり設定します。

■震害軽減の目標

現在の震害軽減の状況 [令和5年度末]		震害軽減の目標 [令和 17 年度末]
住宅	震害軽減率 94.0%	震害軽減率が不十分なものをおおむね解消

現在の震害軽減の状況 [令和6年度末]		震害軽減の目標 [令和 12 年度末]
要緊急安全確認 大規模建築物	震害軽減率が不十分なものの棟数 7棟	震害軽減率が不十分なものをおおむね解消

3-2. 目標達成に向けた耐震化への取組

(1) 施策展開の基本方針

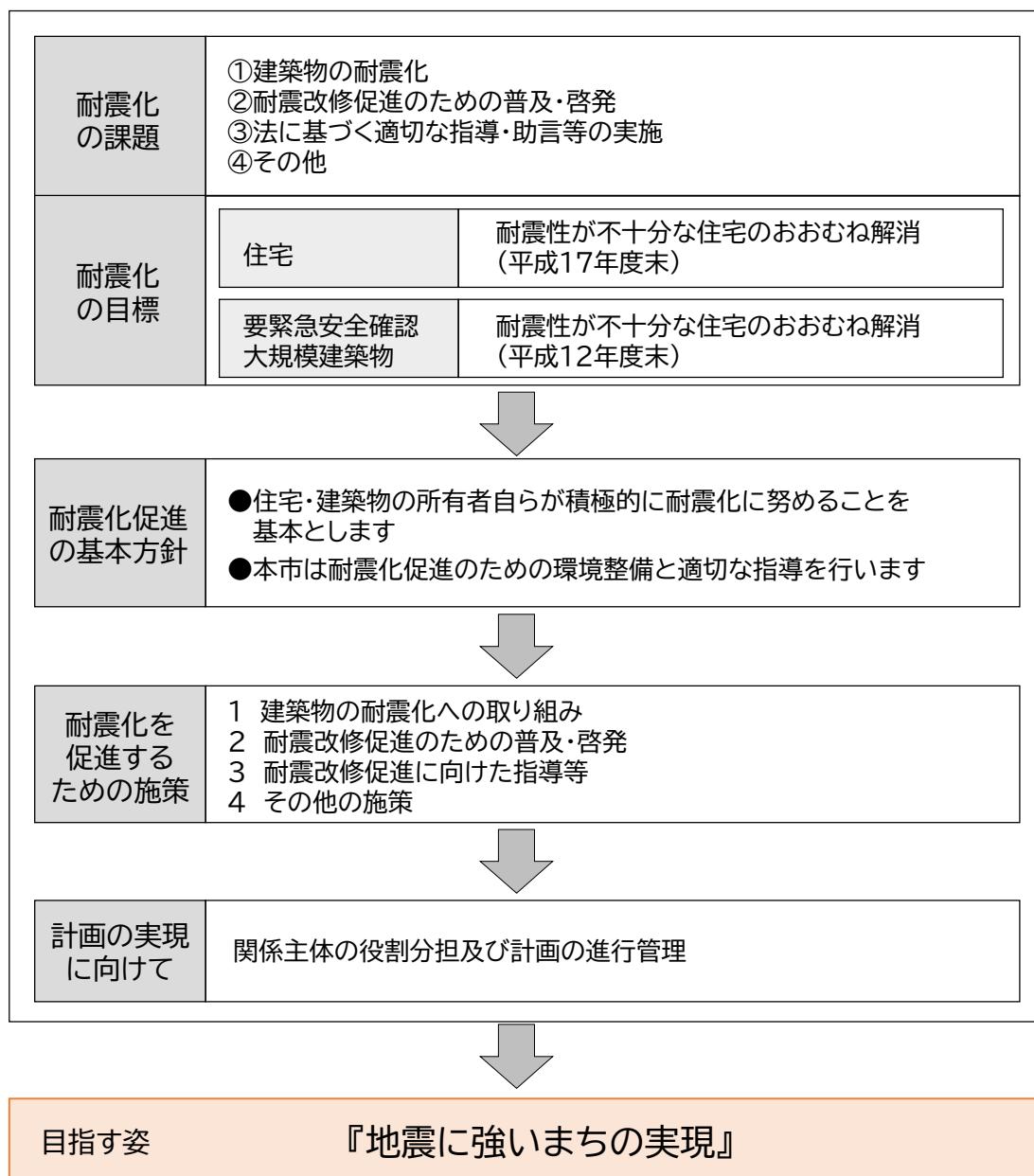
住宅・建築物の耐震化については、所有者等が自らの問題、地域の問題という意識を持って取り組むことが必要です。そのため本市は、所有者等が安心して耐震診断・耐震改修等に取り組むことができるよう、必要な環境整備や支援施策並びに適切な指導を行い、耐震化を促進します。

■目標達成に向けた耐震化の基本方針

- 住宅・建築物の所有者自らが積極的に耐震化に努めることを基本とする
- 本市は耐震化促進のための環境整備と適切な指導を行う

(2) 目指す姿の実現に向けた施策等の体系

「地震に強いまちの実現」を目指し、耐震化の課題や目標を踏まえて、次のような体系で施策等を構成しています。



第4章 建築物の耐震化を促進するための施策

建築物の耐震化を促進するための施策は次のとおりです。

また、ここ掲げる施策にとらわれず、全市的・長期的な視点から、耐震化の促進が本市の更なる魅力向上につながるよう、関係部局等とも連携しながら柔軟に取組みを検討します。

■施策一覧

施策	取り組み内容	
建築物の耐震化への取組	(1) 住宅の耐震化	① 建築物所有者への啓発
		② 耐震診断及び耐震改修工事等への支援
		③ リフォーム時における耐震化の誘導
		④ 相談体制の充実・強化
耐震改修促進のための普及・啓発	(2) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化	① 適切な指導等による耐震化の促進
		② 耐震診断及び耐震補強工事等への支援
		③ 建築物の定期報告制度等の活用による耐震化の促進
		④ 防災拠点建築物等の耐震化の促進
耐震改修促進に向けた指導等	(3) 市有建築物の耐震化	① 市有建築物の耐震化
		① 耐震改修促進法（平成25年5月改正）による耐震化の促進
		② マンション建替え円滑化法（平成26年6月改正）による耐震化の促進
		① 北九州市防災ガイドブックを活用した普及啓発
その他の施策	(1) 建築物の総合的な安全対策の実施	② 北九州市防災教育プログラムを活用した普及啓発
		③ 地震体験車を活用した普及啓発
		④ 地域ぐるみの防災活動の促進
		⑤ 防災情報の提供
	(2) 耐震改修促進に関する情報の提供	① 情報の提供
		② 耐震改修に関するセミナー等の開催
		① 専門技術者や耐震診断アドバイザー等の育成
		② 地域に根ざした専門的技術者の養成
	(3) 研修等による人材の確保と活用	① 法に基づく適切な指導・助言等の実施
		① ブロック塀の安全性の向上
		② 窓ガラス等の破損・落下防止
		③ 天井等の非構造部材の安全性の向上
	(4) 建築設備全般の安全性向上	④ 建築設備全般の安全性向上
		⑤ 関係機関との協力による安全対策の推進
		⑥ 老朽危険家屋に対する取組
		⑦ 空き家に対する取組
	(5) 自然災害に配慮した防災対策	⑧ 自然災害に配慮した防災対策
		⑨ 地震による地盤の液状化災害予防対策

4-1. 建築物の耐震化への取組

建築物の耐震化を促進するため、住宅、特定既存耐震不適格建築物及び市有建築物について、以下のように取り組みます。

(1) 住宅の耐震化

①建築物所有者への啓発

- 地震発生リスクに対する市民の意識を高め、耐震化に向けた具体的な行動に結びつけるために、様々な媒体を通じ、耐震改修促進のためのPR活動を行います。これまで実施してきたホームページでの情報提供やリーフレット等の作成・配布、各種セミナーでの情報提供、動画の作成・配信などに加え、より一層効果的な普及啓発も検討し取り組みます。
- (一財)日本建築防災協会が作成している住宅の所有者等が自ら耐震診断する『誰でもできるわが家の耐震診断』の活用を広く市民に促します。
- 昭和56年から平成12年までに建築された木造住宅については、新耐震基準であっても接合部等の規定が明確化される前の住宅であり地震発生時の倒壊のリスクが、それ以降に建築された住宅よりも大きいとされています。そのため、接合部や劣化の状況等を確認することにより耐震性能を検証する「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」について、住宅所有者に対して周知し、活用を促します。
- 特に、戸建住宅等が密集するエリアについては、地震火災などに対する街区での防災の視点から、耐震化の重要性などについて周知を図ります。

②耐震診断及び耐震改修工事等への支援

1) 耐震改修工事等への支援

- 本市では、現行の耐震基準を満たさない昭和56年5月以前に建築された木造住宅、分譲・賃貸マンション、特定既存耐震不適格建築物を対象に、耐震診断や耐震改修工事等にかかる費用の一部を補助します。また、地震により倒壊の危険があるブロック塀等の除却費用の一部も補助します。

■補助対象（下記以外にも要件があります）

補助対象建築物		現行の耐震基準を満たさない住宅・建築物で以下の要件に該当するもの。
木造住宅	2階建て以下のもの	
マンション (分譲および賃貸)	延べ面積が1,000m ² 以上かつ地階を除く階数が3以上の耐火建築物、準耐火建築物	
特定建築物	耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物。 ただし、賃貸マンション、児童福祉法に基づき市長が設置を認可した保育所、大規模な事業者が所有する工場を除く。 例:一定規模以上の店舗、ホテル、病院、学校等	

出典：北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業 令和7年度リーフレット

■補助対象となる費用と金額の早見表

建築物の種類	耐震診断	耐震設計	耐震改修工事
木造住宅	<p>調査メニュー①（基本料） 目視調査 利用者負担額 3,000円</p> <p>調査メニュー②（床下・小屋裏屋根・裏面付設室） 基礎 + 小屋裏及び裏面付設室 + 斜面 + 工事相談 利用者負担額 6,000円</p>	—	<p>上限 115万円/戸 補助率 4/5</p> <p>購入及び設置に要する費用の補助 上限 15万円/戸 補助率 23%</p>
分譲マンション	上限 200万円/戸 +3万円/戸 補助率 2/3	上限 50万円/戸 補助率 2/3	上限 50万円/戸 補助率 1/3
賃貸マンション	上限 150万円/戸 補助率 2/3	上限 30万円/戸 補助率 2/3	上限 30万円/戸 補助率 1/3
特定建築物	上限 150万円/戸 補助率 2/3	—	上限 1,200万円/戸 補助率 2/3
大規模特定建築物 特定建築物のうち、大規模なもの	—	—	<p>【補助金額①】 上限 600万円/戸 補助率 1/3</p> <p>【補助金額②】 1/3+1/2×A 補助率 1/3+1/2×A</p> <p>【補助対象費用】 A= 補助金額① A= 補助金額②</p> <p>※補助金額①+補助金額②=補助合計額 ※上記以外にも特例があります。詳細はお問合せください。</p>

※設計及び工事においては、合わせての補助限度額。(木造住宅除く)

※大規模特定建築物については、設計による補助限度額を別途設定。

※補助額については、上限額や補助率のほか延床面積による上限を設定。

出典：北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業 令和7年度リーフレット

2) 耐震診断アドバイザーによる耐震診断の実施と耐震改修への誘導

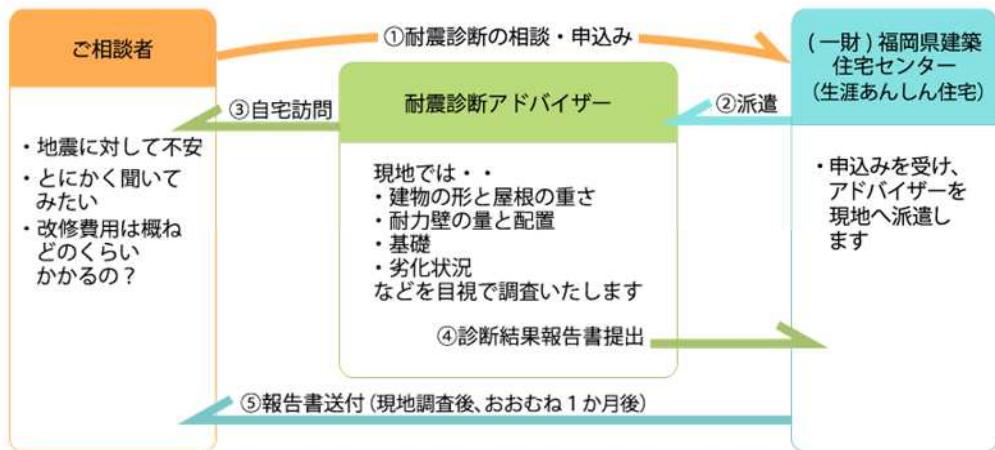
- (一財) 福岡県建築住宅センターが行っている『耐震診断アドバイザー派遣制度』の活用を広く市民に促します。また、診断の結果、耐震性の不足する住宅については、「北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業」の利用などを勧め、耐震化を誘導します。

■耐震診断アドバイザー派遣制度の利用イメージ

対象：福岡県内にある昭和56年5月以前に建築された平屋または2階建の木造戸建住宅

費用：耐震診断 6,000円（税込）、簡易耐震診断 3,000円（税込）

問合せ先：(一財) 福岡県建築住宅センター 生涯あんしん住宅 (TEL: 092-582-8061)



出典：福岡県建築住宅センターホームページ

3) 関係機関と連携した住宅所有者への支援

- 税の減額措置等を積極的に案内し、所有者が改修を行う動機付けを行います。
- 融資制度については、一般的な融資に加え、住宅金融支援機構の「リバース60」のような「高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン」も創設されており、所有者それぞれの事情に応じた資金調達を手助けできるよう周知し、活用と普及を図ります。また、地震保険についても、耐震改修等により割引が受けられる点をメリットとして周知します。
- 福岡県と共に耐震改修セミナーを開催するほか、建築の専門家で構成する北九州市耐震推進協議会と連携し、耐震化に関する普及・啓発活動や、耐震化に関する相談に応じます。

4) 建替えや住み替えに伴う除却の支援

- 現行の耐震基準を満たさない昭和56年5月以前に建築された住宅を対象に、新たに住宅を建設する場合又は耐震性を有する住宅への住み替えを行う場合に、住宅の除却費用の一部を補助します。特に、高齢者世帯の所有する住宅については、補助金額を上乗せして、除却を促進します。

③リフォーム時における耐震化の誘導

- 高齢対応や省エネ化等の一般的なリフォームと一体となった、費用対効果の高い改修工事の実施を誘導します。また、ライフステージの変化に伴うリフォームの機会を捉え、耐震化を促進します。
- 本市の既存補助制度である「すこやか住宅改造助成」（高齢対応リフォーム）や「空き家リノベーション補助事業」など連携し、こうした補助を活用する際に、併せて耐震補強工事を行うことを行なめ、耐震化を促進します。

④相談体制の充実・強化

- 住宅所有者が安心してリフォームや耐震改修を行うために、適切な情報の提供と、充実した相談体制の構築により不安を取り除くことが重要です。本市では、住宅にかかる耐震診断や耐震改修の相談窓口を（一財）福岡県建築住宅センター北九州事務所内に設置していますが、さらにきめ細かなサービスを提供するため、必要に応じ、関係機関の協力を得ながら相談体制の充実を図ります。
- （一財）日本建築防災協会のホームページにて、耐震診断等を実施できる事務所を掲載しており、相談対応などの際に周知を図ります。

(2) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化

「多数の者が利用する建築物」、「多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物」は、耐震改修促進法第14条において特定既存耐震不適格建築物として規定されており、所有者の耐震化への努力義務が課せられています。耐震改修促進法第15条において、これらの建築物は、所管行政庁(市)による「指導及び助言並びに指示」の対象とされています。

さらに、要緊急安全確認大規模建築物については、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要があるものとして、耐震診断が義務付けられています。

①適切な指導等による耐震化の促進

1) 適切な指導等の実施

○特定既存耐震不適格建築物については、耐震改修促進法第15条等に基き、適切な指導等を施し、耐震化を促進します。

2) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の促進

○要緊急安全確認大規模建築物については、法に基づき、建築物の概要や耐震診断結果、耐震改修等の予定等について、用途毎にとりまとめてホームページにて公表しています。

○令和7年度末時点での耐震改修が必要な要緊急安全確認大規模建築物は7棟あり、引き続き目標に向けて耐震化を促します。

3) 関係機関と連携した所有者へ支援

○耐震化による税の減額措置や融資制度等の活用によるメリットについて、建築物所有者に情報提供し、耐震化を促進します。

○宅地建物取引業法において、重要事項説明に耐震性能を表示することが義務づけられていることを踏まえて、耐震性能の確保が資産価値の向上につながる点の周知に努めます。

②耐震診断及び耐震補強工事等への支援

○本市では、現行の耐震基準を満たさない昭和56年5月以前に建築された木造住宅、分譲・賃貸マンション、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断や耐震改修等に対して、費用の一部を補助することにより、安全で安心に暮らせる住まいづくり、まちづくりを支援します。((1) 住宅の耐震化参照)

③建築物の定期報告制度等の活用による耐震化の促進

○不特定多数の者が利用する建築物が被災すると非常に大きな災害に発展する恐れがあり、日常的な建築物の点検や事前対策が重要性について周知を図ります。

○地震被害から人命や財産を保護するためには、建築物の耐震化だけではなく敷地や防火・避難施設、建築設備等を安全な状態に保つことが重要であるため、建築物の定期的な健康診断にあたる「定期報告制度」を積極的に推進し、適切な改修等による建築物の安全対策を実施します。

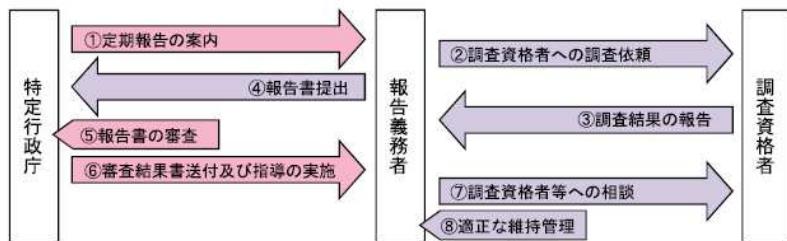
■定期報告制度

劇場や映画館、ホテル、病院、百貨店、飲食店、共同住宅等は、火災・地震等の災害や建築物の老朽化による外壁の落下等が起こると大きな被害が発生する恐れがあります。

このような危険をさけるため、建築基準法第12条により、政令等で定める建築物及び建築設備や昇降機等について、その所有者（管理者）は、定期的に専門の技術者に調査・検査を行わせその結果を報告することが義務づけられています。

特定既存耐震不適格建築物については、調査項目の「耐震診断及び耐震改修の実施の有無」の報告内容に応じ指導していきます。

■定期報告のフロー



■建物もあなたと同じ健康診断（パンフレット）



出典：「建物もあなたと同じ健康診断」（パンフレット）
国土交通省、建築物防災推進協議会、（一財）日本建築防災協会

④防災拠点建築物等の耐震化の促進

○防災拠点建築物や通行障害建築物については、道路関係部局と連携を図りつつ、福岡県耐震改修促進計画とも連携を図り、震化を促進します。

○防災拠点建築物に対しては、大地震後に防災拠点として機能が継続できるよう企画、企画、設計、運用の各段階における基本的な考え方をまとめた「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」について情報提供を行います。

（3）市有建築物の耐震化

市有建築物は、災害時の活動拠点として有効に機能することが重要であるとともに、災害時にも行政サービスを継続的に提供することが必要な施設です。

このため本市では、市民の生命の保護並びにこれらの機能の維持を最優先に考え、市有建築物の耐震化に取り組んできた結果、現在の耐震化率は約98%となり、おおむね耐震化が図られたところです。

今後も引き続き、計画的な耐震化を着実に進めます。

(4) 法律による耐震化の促進

地震に対する安全性が確保されていない建築物の耐震改修や建替え等の促進を図るため、法律の改正が行われており、これらの内容を周知し、耐震化の促進を図ります。

①耐震改修促進法による耐震化の促進

○耐震改修促進法に基づき、各種制度等について周知を図ります。

- ・新たな耐震改修工法も認定可能になるよう、耐震改修計画の認定制度について、対象工事の拡大及び容積率・建ぺい率の特例措置を拡充しています。
 - ・建築物の所有者が所管行政庁（都道府県・市・特別区）に申請し、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物は、下のようなマークを建築物等に表示することができます。
- この制度は、昭和 56 年 6 月以降に新耐震基準により建てられた建築物を含め、全ての建築物が対象です。



②マンション関係法による耐震化の促進

○建物の区分所有等に関する法律（区分所有法）やマンションの再生等の円滑化に関する法律（マンション再生法）などで定められた耐震化についての議決要件や緩和措置などについて、認知拡大を図り、管理者や区分所有者の理解を深め、耐震化を促進します。

- ・耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物（マンション等）について、大規模な改修を行おうとする場合の決議要件を、区分所有法の特例として、集会出席者の多数としています。（区分所有法）
- ・耐震性が不足していることについて認定を受けたマンションについて、マンション敷地売却や一棟リノベーション、除却など、建替え以外の再生等が、区分所有者の 5 分の 4 以上の多数決決議で可能となることとしています。（区分所有法）
- ・耐震性が不足していることについて認定を受けたマンションの建替えにより新たに建築されるマンションで、一定の敷地面積を有し、市街地環境の整備・改善に資するものについて、特定行政庁の許可により高さ制限及び容積率規制の緩和ができることとしています。（マンション再生法）
- ・容積確保のための隣接地等の取込みに係る合意形成を促進するため、隣接地の所有者権等について、建替え等の後とのマンションの区分所有権に変換すること可能となります。（マンション再生法）

4-2. 耐震改修促進のための普及・啓発

市民の防災意識向上のために、防災教育や情報提供活動等の充実を図ります。

（1）防災意識の向上

①北九州市防災ガイドブックを活用した普及啓発

○災害から命を守ることに重点をおき、いざという時に適切な判断・行動がとれるよう、避難の心得やさまざまな災害の特徴、備えるべき災害を確認するためのハザードマップなどを掲載した「北九州市防災ガイドブック」を活用し、防災意識の高揚を図ります。

■北九州防災ガイドブック（抜粋）

地震

北九州市で想定されている地震

活断層による地震

活断層は、ここ数千年前の間に動いた形跡があり、今後も動く可能性のある地殻断層のことといいます。

平成22年の地殻断層の「震度分布」によると、市で活動的活断層による地震が発生した場合、市内で最大震度は第一（6度）の地震が想定されています。市の地震発生者は最大で4,000人以上にのぼると予測されています。

8.1 活断層に対する防災アセスメント調査（前編）

県内の主要な活断層

資料：防災地図帳～防災アセスメント～地殻断層等による地震の想定震度分布～北九州市地殻断層見付箇所と作成年～

地殻ブリート（ユニコニアブリート）

地殻トロフ
(マグマトロフ)

家具の転倒、落下を防ぐポイント

Check Point

タンス・本棚

下金具や支柱などで固定する場合は、ねじの場合はひねり目を止めで追跡してください。

Check Point

冷蔵庫

ベルトの取付け口や背面にベルトを通じて金具などで固定する。

Check Point

テレビ

フックとロープで固定。テレビ台や壁などにテレビを固定しておきましょう。

Check Point

食器棚

L型金具などで固定し、棚板には滑りにくい質のシートやふきんなどを敷く。重い物は下の方に重く、軽い物が開かないように止め位置をつくり。

※東日本大震災で、家具倒壊の原因で、倒壊の防止用ハンドル等を活用せよ

このチェックポイントは一般的なものです。それぞれのご家庭の状況に応じて危険な箇所がないかご確認ください。

下記のチェックリストに気づいた点などを記入して活用してください。

自己チェックリスト

チェック欄

□

□

□

□

□

わが家で対策が定めていない箇所

備考

②北九州市防災教育プログラムを活用した普及啓発

○東日本大震災で岩手県釜石市の小中学生が日常的な訓練の成果により、とっさの判断で津波の被害から逃れたことを手本に作成した教員向けの指導書「北九州市防災教育プログラム」を活用た授業を実施します。

③地震体験車を活用した普及啓発

○東日本大震災を教訓に、地域の防災対応力を強化するには、「市民の皆さんが『体験・実感』できる防災啓発」が効果的と言われています。従来からの防災講演会等に加え、地震体験車を活用した地震による揺れの怖さを体験し、災害を身近に感じることで、防災意識の高揚及び災害に対する知識のより一層の向上を図ります。

④地域ぐるみの防災活動の促進

○北九州市地域防災計画では、「住民や地域団体、企業、行政などの多様な主体がそれぞれの特徴を活かし、状況に応じて柔軟に連携しながら、総合的な防災対策に取り組んでいく地域社会を構築し、災害から命を守り抜いていくことが重要である。」としており、以下のとおり「自助」「共助」「公助」の3つを基本方針として防災対策を進めます。

⑤防災情報の提供

○福岡県では、県民への防災・災害に関する情報について、県ホームページのトップにバナーを設け、リアルタイムに多様な情報提供を行っています。また、災害情報の伝達手段の一つとして、携帯電話のメール機能を活用した「防災メール・まもるくん」やスマートフォン用防災アプリ「まもるくん」を整備し、防災情報を一斉に配信するサービスを行っています。本市においても、これら的情報を周知し、活用を促します

○室内を頑丈な空間化する耐震シェルターや通電火災対策に有効な感震ブレーカーなど、平時から災害に備える重要性を防災イベントや広報を通じて啓発します。



(2) 耐震改修促進に関する情報の提供

①情報の提供

- 耐震改修の必要性や耐震改修促進法の内容について、国のパンフレットや市で作成したリーフレットを活用して、その内容について、わかりやすく情報提供していきます。
- 本市では、(一財)福岡県建築住宅センターと連携し、住宅相談の受付、アドバイザー派遣等、住まいづくりを総合的に支援します。また、市民に市政を分かりやすく説明する「出前講演：住宅・建築物の地震対策～地震がおきても大丈夫～」も、市民からの依頼により実施します。
- 情報提供の手段としては、市政だよりや各種マスメディア等の活用により、情報が広く市民に周知されるよう配慮します。また、建築関係団体との連携による有機的な情報ネットワークを構築するなど、これまでの情報提供機能を充実させ、有益な情報を官民連携のもとに提供していきます。
- 税の減額措置等を積極的に紹介し、所有者が改修を行う動機付けを行います。(再掲)
- 融資制度については、一般的な融資に加え、住宅金融支援機構の「リバース60」のような「高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン」も創設されており、所有者それぞれの事情に応じた資金調達を手助けできるよう周知し、活用と普及を図ります。また、地震保険についても、耐震改修等により割引が受けられる点をメリットとして周知します。(再掲)
- (一財)日本建築防災協会のホームページにて、耐震診断等を実施できる事務所を掲載しており、相談対応などの際に周知を図ります。(再掲)

②耐震改修に関するセミナー等の開催

- 福岡県と共に耐震改修セミナーを開催するほか、建築の専門家で構成する北九州市耐震推進協議会と連携し、耐震化に関する普及・啓発活動や、耐震化に関する相談に応じます。(再掲)
- 本市では、住宅にかかる耐震診断や耐震改修の相談窓口を(一財)福岡県建築住宅センター北九州事務所内に設置していますが、さらにきめ細かなサービスを提供するため、必要に応じ、関係機関の協力を得ながら相談体制の充実を図ります。(再掲)

(3) 研修等による人材の確保と活用

①専門技術者や耐震診断アドバイザー等の育成

- 所有者の需要に的確に応えるために、市内の工務店や建築士を対象とした講習会等を県と共に開催することにより、専門的技術を有する人材の確保や、耐震診断や専門的なアドバイス、改修工事等のコーディネートが行える耐震診断アドバイザー養成を行います。

②地域に根ざした専門的技術者の養成

- 専門的技術を有する人材を確保し、所有者の需要に的確に応えるために、関係団体や民間事業者との横断的な取組のもと、市内の工務店や建築士を対象とした講習会の開催等による技術者の養成に県と共に取り組みます。

4－3. 耐震改修促進に向けた指導等

耐震化目標の実現に向けて、普及啓発活動と連携し、市民の生命や財産の保護を前提とした適切な指導を行います。

(1) 法に基づく適切な指導・助言等の実施

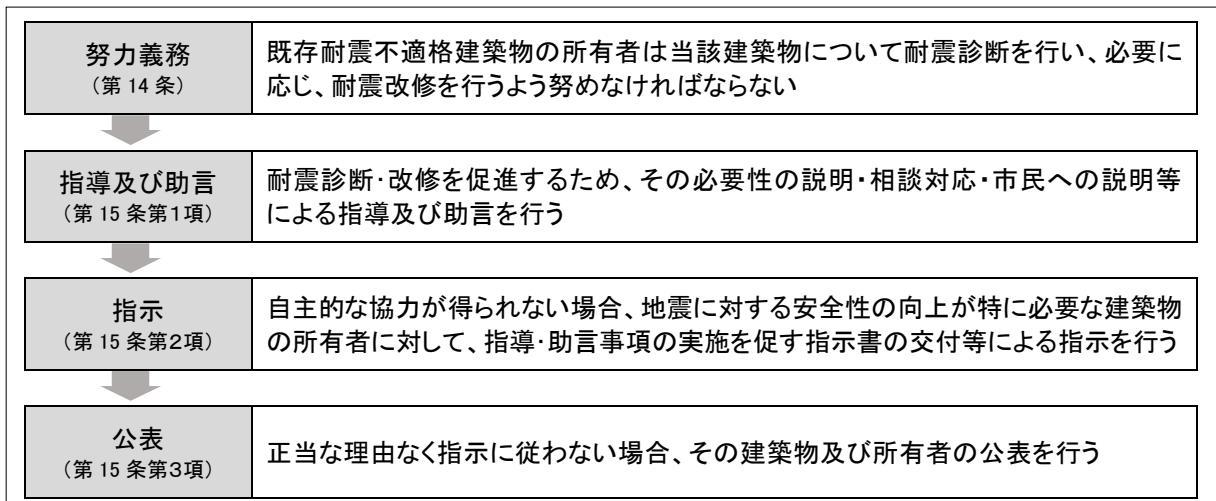
- 全ての既存耐震不適格建築物に対し、耐震改修促進法第12条第1項、第15条1項及び第16条2項に基づく指導・助言を行います。
- 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物に対し、耐震改修促進法第12条第2項及び第15条2項に基づく指示を行います。

■指導・助言及び指示対象の建築物の概要

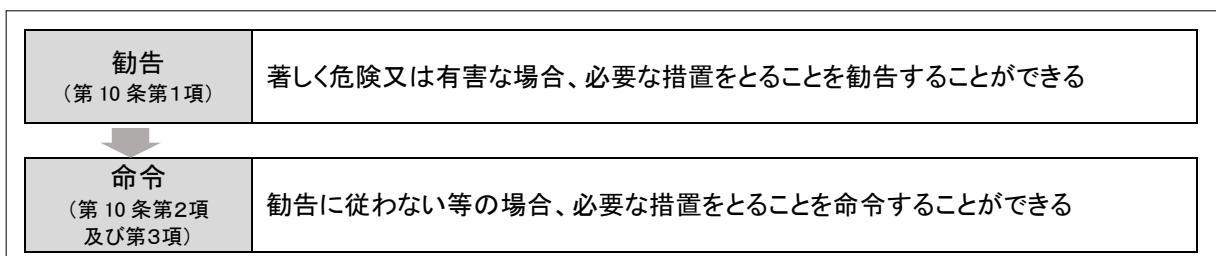
対象となる建築物	
努力義務	全ての既存耐震不適格建築物 (法第12条第1項、法第14条、法第15条第1項、法第16条)
指導及び助言	要安全確認計画記載建築物(法第12条第2項) 特定既存耐震不適格建築物(法第15条第2項)
指示	
公表	指示を受けた所有者が正当な理由がなくその指示に従わなかった建築物

■法に基づく指導等のフロー

＜耐震改修促進法＞



＜建築基準法＞



4-4. その他の施策

総合的な建築物の安全対策や地震防災対策として以下の項目を実施し、地震被害から市民の生命や財産を保護することを目的とした全市的な耐震化を目指します。

(1) 建築物の総合的な安全対策の実施

総合的な安全対策については、関係部局や関係団体と連携を図りながら、所有者や管理者へ、リーフレットの配布等により、適切な維持管理の啓発活動や適正な施工技術の普及及び改善のための指導に取り組みます。

①ブロック塀の安全性の向上

○ブロック塀の倒壊は大変危険なものであり、その倒壊防止に向けて、指導等の継続的な取組を実施するとともに、除却費用の一部を補助します。

②窓ガラス等の破損・落下防止

○建築物の窓ガラスの耐震対策として、問題のある建築物については、改善指導を行います。
○外壁や屋外広告物等窓ガラス以外の破損・落下防止対策についても、問題のある建築物については、改善指導を行い、高層ビル等における安全確保に努めます。

③天井等の非構造部材の安全性の向上

○天井の脱落対策に係る基準が定められ、建築基準法に基づき、新築建築物等への適合が義務付けされました（平成26年4月）。また既存建築物については、定期報告制度などを活用し、問題のあるものについて、改善指導を行います。

④建築設備全般の安全性向上

○エレベーター設置管理者等に対して、エレベーター閉じ込め防止として、地震発生時に速やかに最寄り階で停止し乗客の避難を誘導するための地震時管制運転装置の設置をはじめとした防災改修等を促すとともに、閉じ込め等からの早期救出、早期復旧のための人員確保、復旧優先順位の検討等を保守点検会社に促し、地震発生時の利用者の安全性確保に努めます。

⑤関係機関との協力による安全対策の推進

○建築物の総合的な安全対策として、防災査察、建築パトロール等を実施し、建築物所有者による安全対策と日常の適切な維持管理を促します。

⑥老朽危険家屋に対する取組

- 適切な維持管理がなされないまま放置されて、老朽化した建築物（いわゆる老朽危険家屋）については、効果的な対策を検討しつつ、建築基準法に基づいた改善指導を家屋の所有者等に対して強く行います。

⑦空き家に対する取組

- 活用できる空き家については、ライフステージの変化に伴うリフォームの機会を捉えた耐震化を促進します。
- 現行の耐震基準を満たさない昭和 56 年 5 月以前に建築された住宅を対象に、新たに住宅を建設する場合又は耐震性を有する住宅への住み替えを行う場合に、住宅の除却費用の一部を補助します。特に、高齢者世帯の所有する住宅については、補助金額を上乗せして、除却を促進します。
(再掲)
- 旧耐震基準で建設された倒壊や部材の落下のおそれがある危険な空き家等の除却を促進し、民間建築物の耐震化率の向上に努め、市民の安全で安心な居住環境の形成を図ります。

⑧自然災害に配慮した防災対策

- 福岡県西方沖地震においては、玄界島等で敷地の崩壊による被害が多数報告されており、建築物の敷地の崩壊や崖崩れによる被害を防止する観点から、建築物の耐震化と併せた自然災害に配慮した防災対策が必要です。土砂災害から人命や財産を守るため、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域等からの住宅の移転の促進に努めます。

⑨地震による地盤の液状化災害予防対策

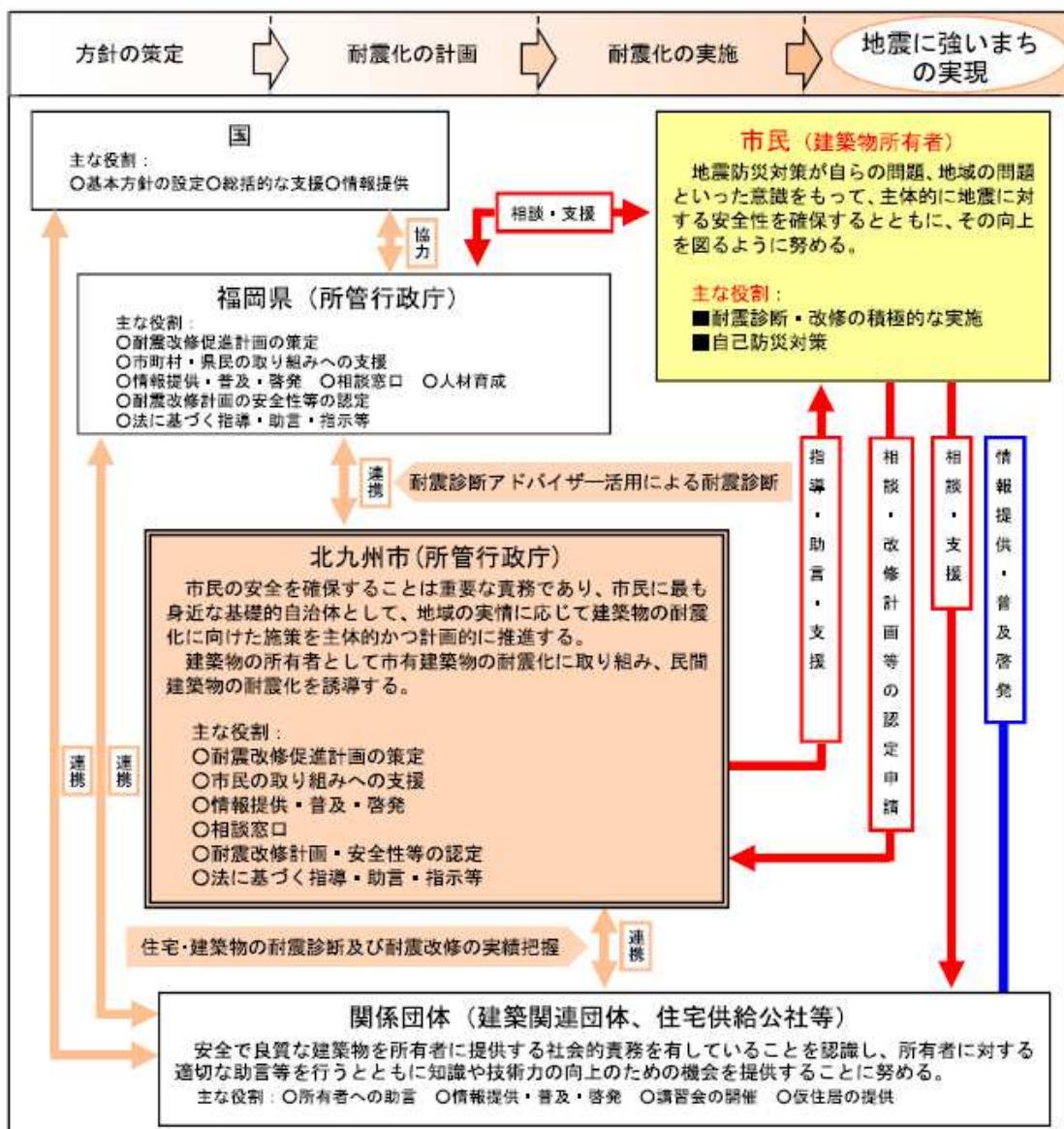
- 建築物の耐震化と併せ、液状化対策を考慮することも重要です。福岡県では、地震に関する防災アセスメント調査において各想定地震の液状化の予想結果を公表していることから、液状化に関するリスク等について普及・啓発を図ります。

第5章 計画の実現に向けて

5-1. 関係主体の役割分担及び計画の進行管理

- 本計画の実現に向けて、関係する主体の役割と責務を明確にした上で、相互に連携を図りながら計画を実行に移していく必要があります。
- 関係する主体の主な役割を以下のとおり設定し、本市は県との連携を図りながら様々な支援を行うことにより、一体的な計画の推進を図ります。
- 建築物の耐震化を推進するためには、行政と市民の連携のみならず、建築に関わる団体等との有機的な連携が不可欠であるため、その実施体制を整備します。
- 耐震化目標の達成に向けて、事業者や関係団体等との連携により住宅、建築物の耐震改修等の実績把握と進行管理に努め、必要に応じ適宜計画の見直しを行うこととします。

■関係主体の役割分担イメージ



資料編

(1) 施策の変遷と主な地震

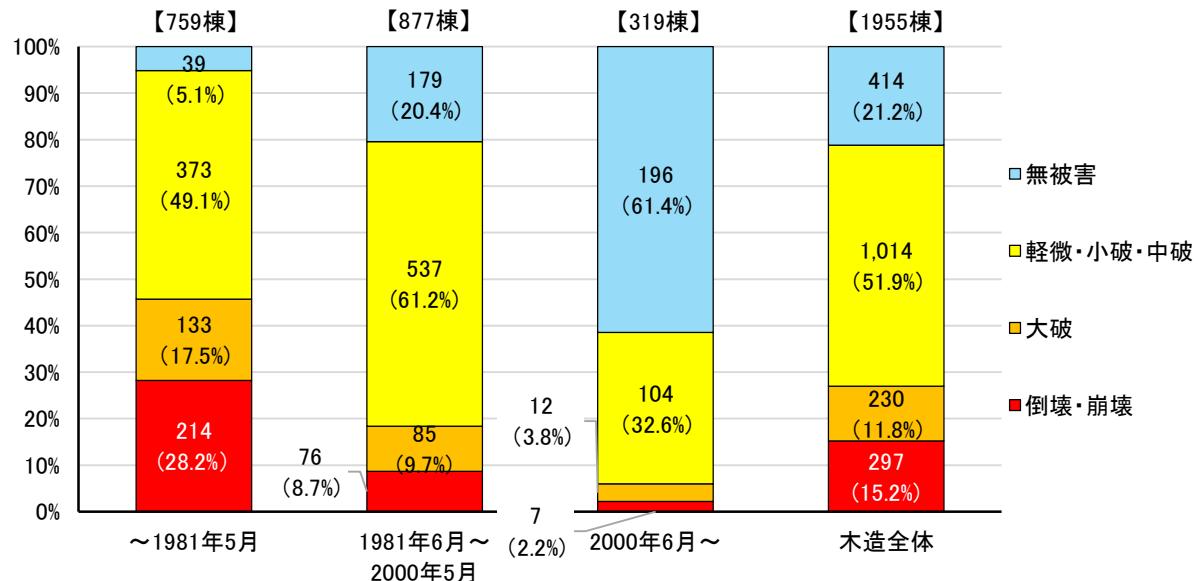
施策の変遷		主な地震
S25 建築基準法制定		
S34 規定を全般に見直し(建築基準法)		
S46 RC造の基準見直し・強化(建築基準法)	S39 新潟地震 S43 十勝沖地震 S53 宮城県沖地震	
S56.6 新耐震基準施行(建築基準法)		
H7.12.25 耐震改修促進法の施行	H7.1.7 阪神・淡路大地震	
マンション等の耐震診断・改修の補助制度創設		
H10 戸建住宅等の耐震診断の補助制度の創設	H12.10.6 平成12年鳥取県西部地震	
H12 住宅性能表示制度の開始(耐震等級の表示)	H13.3.24 平成13年芸予地震	
H14 戸建て住宅等の耐震改修の補助制度の創設	H15.9.26 平成15年十勝沖地震	
耐震改修工事を住宅ローン減税制度の適用対象に追加	H16.10.23 平成16年新潟県中越地震	
H16 耐震改修事業の対象地域等の拡充		
住宅金融公庫融資の耐震改修工事に対する金利の優遇開始		
H17.2.25 住宅・建築物の地震防災推進会議の設置	H17.3.20 福岡県西方沖地震	
H17.3.30 中央防災会議「地震防災戦略」決定		
今後10年間で東海地震等の死者数及び経済被害を半減させることを目標		
目標達成のため、住宅の耐震化率を現状75%から90%とすることが必要		
H17.6.10 住宅・建築物の地震防災推進会議による提言		
住宅・特定建築物の耐震化率を現状の75%から90%とする目標	H17.7.23 千葉県北西部地震	
耐震改修促進法等の制度の充実、強化	H17.8.16 宮城県沖地震	
支援制度の拡充、強化		
所有者等に対する普及、啓発		
地震保険の活用推進 等		
H17.9.27 中央防災会議「建築物の耐震化緊急対策方針」		
建築物の耐震化について、全国的に緊急かつ協力に実施		
耐震改修促進法の見直しに直ちに取り組む		
学校、庁舎、病院等公共建築物等の耐震化の促進等(耐震改修促進法)		
H17.10.28 特別国会において改正耐震改修促進法成立		
H17.11.7 改正耐震改修促進法公布		
H18.1.25 関係政省令、基本方針等の公布		
H18.1.26 改正耐震改修促進法の施行		
H19.3 福岡県耐震改修促進計画の策定	H19.3.25 平成19年能登半島地震	
H21.3 北九州市耐震改修促進計画の策定	H19.7.16 平成19年新潟県中越沖地震 H23.3.11 東日本大震災	
H25.5.29 改正耐震改修促進法の公布		
H25.11.25 改正耐震改修促進法の施行		
建築物の耐震化促進のための規制強化		
建築物の耐震化の円滑な促進のための措置		
H25.12.11 國土強靭化基本法施行		
H26.6.3 國土強靭化基本計画閣議決定	H26.11.22 長野県北部地震	
H28.4 福岡県耐震改修促進計画の改定	H28.4.14 熊本地震	
H28.4 北九州市耐震改修促進計画の改定	H30.6.18 大阪府北部地震	
H31.1.1 改正耐震改修促進法政令の施行		
緊急輸送道路等の避難路沿道建築物にブロック塀等の組積造の塀を追加	R1.6.18 山形県沖地震	
R3.12.21 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の改正	R4.3.16 福島県沖地震	
耐震化の目標の見直し(住宅、耐震診断義務付け対象建築物)ほか		
R5.10 福岡県耐震改修促進計画の改定	R5.5.5 石川県能登地震	
R7.6.6 國土強靭化年次計画2025決定	R6.1.1 令和6年能登半島地震	
〈国土交通省〉住宅・建築物の耐震化率 住宅 82%(H25)→おおむね解消(R17)		
耐震診断義務付け対象建築物:耐震性が不十分なものをおおむね解消(R12)		
R7.6.6 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の改正		
耐震化の目標の見直し(住宅、要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物)ほか		

(2) 熊本地震の被害状況

平成 28 年 4 月に発生した平成 28 年熊本地震では、益城町中心部で震度 7 が 2 回観測されるなど、過去に例を見ない大きな地震により、建築物に甚大な被害が発生しました。

建築物被害の原因を分析するため設置された「熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会」では、平成 28 年熊本地震の建物被害について整理されています。

■日本建築学会の悉皆調査による木造の建築時期別の被害状況 ※益城町中心部のみ



■建物被害に関する分析（抜粋）

木造建築物	鉄骨造建築物、鉄筋コンクリート造等建築物
<ul style="list-style-type: none"> 旧耐震基準の木造建築物は、過去の震災と同様、新耐震基準導入以降の木造建築物と比較して倒壊率が高い。【倒壊率 旧耐震基準：28.2% 新耐震基準：2.2～8.7%】 新耐震基準導入以降の木造建築物では、接合部の仕様が不十分であったものに倒壊が多くみられた。 大きな被害があった益城町中心部でも、住宅性能表示制度に基づく耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）が 3 のものには大きな損傷が見られず、大部分が無被害だった。 	<ul style="list-style-type: none"> 旧耐震基準の鉄骨造建築物は、過去の震災と同様、倒壊や大破の被害がみられた。 耐震診断及びそれに基づき耐震改修された鉄骨造建築物及び鉄筋コンクリート造等建築物には、倒壊・破壊がみられなかった。 現行基準に適合していない特定天井について、接合部の耐力不足等による落下がみられた。

資料：熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書 H28.9

